

答 申 第 250 号

平成18年12月27日

千葉県教育委員会

委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月13日付け教施第187号の1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年1月10日付けで異議申立人から提起された、平成17年1月4日付け教施第195号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、「千葉県立安房水産高等学校外2校屋内運動場耐震診断報告書（千葉県立安房南高等学校屋内運動場）（平成10年2月）」（以下「本件文書」という。）につき、一部を不開示とした決定を取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成17年1月4日付け教施第195号で行った本件文書の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) いずれの決定も決定通知書の文書番号が同じであり、わかりづらい。第〇〇〇号の1とか、枝番で管理すべきである。
- (2) 「開示しない理由が条例第8条第5号」だが、これで部分開示と不開示の決定となるのはおかしい。8条なら全部部分開示決定でなければならない。一本化しなければならない。
- (3) 部分開示にする方が県民に誤解や混乱を招いており説明責任を果たせ。部分開示にしたことで、よっぽど悪いということがバレている。地震があつて人命に影響があつたら、殺人罪で刑事告発されることになる。県民をバカにするな。

第3 実施機関の説明要旨

理由説明書において説明している理由は、おおむね次のとおりである。

1 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第5号該当性について

本件文書には、「耐震性を向上させる必要がある建築物か否かという建物の安全性に関する情報」が記録されている。

耐震性を向上させる必要があるとされた県立学校の建築物については、計画的に耐震改修工事を実施しているが、工事計画は、毎年度、建築物の状態、財政運営上の観点等から計画の見直しを行っており、実際に工事を実施することを決定するまでの間は変更される可能性があるものであり、また、耐震性を向上させる必要があ

る建物の改修をすべて終えるまでには、長い期間を要する見込みである。

このような状況下で、「耐震性を向上させる必要がある建築物か否かという建築物の安全性に関する情報」を開示した場合、児童・生徒や関係者に対し建物の安全性に関して過剰な不安感を与えるおそれがあるとともに、関係者をはじめ県民に対しても耐震改修工事の優先順位等に関して誤解や混乱を招くおそれがある。

2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「本件決定の他にも部分開示を受けたが、どちらも同じ文書番号であり、分かりづらい。枝番を付して管理すべきものである。」と主張するが、この主張は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の処分の取消し事由にならないものである。

(2) 異議申立人は、「条例第8条に基づく開示決定は、全部部分開示決定でなければならない。不開示決定となるのはおかしい。」と主張する。

しかしながら、本件文書全体を不開示決定することは、条例第9条ただし書及び第12条第2項で認められており、この主張は、行政不服審査法上の処分の取消し事由にならないものである。

本件文書については、不開示情報を除いた部分を開示しても有意な情報がないとの判断から当初は本件文書全体を不開示決定としたが、本件異議申立てを受けて再度検討した結果、不開示決定を取り消した上で、あらためて条例第8条第2号及び第5号に該当する不開示情報を除いた部分を開示することとし、平成17年3月28日付け教施第258号で行政文書部分開示決定（以下「本件再決定」という。）をしたものである。

なお、条例第8条第2号に該当するとした不開示部分は、調査担当者の氏名であり、この部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため不開示としたものである。

(3) また、異議申立人は、「部分開示にしたことで、よっぽど悪いということがバレている」と主張するが、この主張は行政不服審査法上の処分の取消し事由にならないものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件文書及び本件異議申立ての対象について

本件文書は、実施機関が県立安房南高等学校屋内運動場の耐震診断を委託した成果品の「千葉県立安房水産高等学校外2校屋内運動場耐震診断報告書（千葉県立安房南高等学校屋内運動場）」である。

実施機関は、本件決定において、本件文書全てを不開示としていたが、異議申立

て後の本件再決定において、その一部を開示している。

本件異議申立ては、本件文書の開示を求めて本件決定を取り消すべきであるとするものであり、その趣旨は、本件文書の全部の開示を求めるものと解される。

よって、当審査会においては、本件再決定の取消しを求めるものとして、その妥当性を判断する。

2 本件文書の不開示部分について

本件文書は、上記1のとおりであり、表紙、目次、結果概要書、千葉県立安房水産高等学校屋内運動場耐震診断業務委託報告書及び鉄筋コンクリート耐震診断計算書で構成されている。これらの文書のうち、実施機関が不開示とした部分は別表「不開示情報一覧」のとおりである。

3 本件再決定に係る条例の適用について

実施機関は、部分開示決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄には「条例第8条2・5号に該当する。」と記載している。

しかし、本件再決定は平成17年3月28日に行われたものであり、千葉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年千葉県条例第64号）の改正以前の条例（以下「改正以前の条例」という。）附則第4項によれば、条例第8条から第10条までの規定は、実施機関が、施行日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例によることとされ、千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条・第12条が適用されることが規定されている。

そうすると、本件文書は平成10年2月に作成されたものであり、部分開示決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄の記載は、改正以前の条例の適用を誤っていることから、本件再決定は取り消すべきものと認められる。

4 開示・不開示の妥当性について

本件再決定は上記3のとおり取り消すべきものである。しかし、異議申立人は本件再決定の不開示部分の開示を求めており、また、実施機関は口頭理由説明において不開示とした部分が旧条例第11条第2号及び第7号に該当すると説明するので、以下、不開示部分について検討し、本件再決定の取消し後の決定を行う際の留意事項として指摘する。

(1) 調査担当者の氏名

本件文書のうち、結果概要書には調査担当者の氏名が記録されている。この氏名は、個人に関する情報であって、特定個人が識別される情報であり旧条例第11条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないと認められるので、開示しないことができる情報である。

(2) 上記(1)以外の不開示部分

ア 当該建築物の耐震診断は、構造耐力上主要な部分等の材料強度等に関する実

地調査の結果に基づき、地震に対する安全性を評価したものである。

実施機関は、実地調査の結果など、当該建築物の耐震性能に関する部分を不開示としており、その理由は、これらの情報を公にすることにより、児童・生徒や関係者に対し建物の安全性に関して過剰な不安感を与えるおそれがあるとともに、関係者をはじめ県民に対しても耐震改修工事の優先順位等に関して誤解や混乱を招くおそれがあるとして旧条例第11条第7号に該当すると説明しているものと考えられる。

イ そこで、当審査会が実施機関に対し、具体的な理由について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

- (ア) 校舎等の建築物を長時間利用する生徒や関係者に対し、学校建物の安全性に関して、過剰な不安感を与えることが予想される。
- (イ) 学校建築物の安全性に不安感があると、勉強や仕事に打ち込むこともできず、日常生活に悪影響を与えることが予想される。
- (ウ) 関係者をはじめ県民に対しても誤解や混乱を招く事態に陥ることが予想される。
- (エ) 工事計画自体の策定が困難となるなど事務事業に係る意思形成に著しい支障を生ずることが予想される。

ウ しかしながら、上記(1)以外の不開示部分は、以下に判断するとおり、これを公にすることにより、事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるとは認められないことから、旧条例第11条第7号に該当しない。

- (ア) 耐震診断の対象となる建築物は、昭和56年以前（建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、構造種別や高さに応じた地震に対する構造計算規定が導入される以前）に建築されたものであり、本件請求により全部開示されている「公立学校施設耐震改修状況調のうち県立学校分（平成16年5月10日施行分）」の行政文書を見分すると、耐震診断を行っている県立学校の建築物の7割以上は改修の必要な建築物であることが確認される。

よって、実施機関は耐震診断の対象となる建築物の相当数に改修の必要があるとの部分を既に開示しているものと認められ、建築物の安全性に関する情報は明らかになっており、上記イにおける説明には理由がない。

- (イ) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき作成された館山市地域防災計画によれば、安房南高等学校は、震災時の避難予定場所に指定されており、震災時に応急活動の拠点として活用される。

そうすると、震災時に住民等が的確な対応をとるためには、当該高等学校における建築物の耐震性能の把握が不可欠であることが言える。

- (ウ) 他県等では、既に公共建築物の耐震に関する情報を公表しているところもある。

(エ) 加えて、平成18年1月26日に建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）が施行されたことに伴い国土交通大臣が策定した「建築物の耐震診断及び診断改修の促進を図るための基本的な方針」においても、震災時に想定される被害を未然に防止する観点から、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくために、公共建築物の耐震診断結果を公表することを定めている。

よって、実施機関が不開示とした部分のうち、調査担当者の氏名以外の部分は開示すべきである。

5 結論

本件再決定は、改正以前の条例の適用に誤りがあるので取り消すべきである。

なお、実施機関が不開示とした部分のうち、調査担当者の氏名以外の部分は開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
18. 2. 13	諮問書の受理
18. 2. 27	実施機関の理由説明書の受理
18. 9. 26	審議 実施機関から不開示理由の聴取
18. 11. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職業等	備考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横山 清美	環境パートナーシップちば アドバイザー	

(五十音順：平成18年11月21日現在)